

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 30.5.11 第 196 回国会第 17 号

5 月 11 日（金）、第 17 回の委員会が開かれました。

1 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第 63 号）

労働基準法等の一部を改正する法律案（西村智奈美君外 2 名提出、衆法第 17 号）

雇用対策法の一部を改正する法律案（岡本充功君外 4 名提出、衆法第 14 号）

労働基準法の一部を改正する法律案（岡本充功君外 4 名提出、衆法第 15 号）

労働契約法の一部を改正する法律案（岡本充功君外 4 名提出、衆法第 16 号）

- ・加藤厚生労働大臣、牧原厚生労働副大臣、田畑厚生労働大臣政務官、大沼厚生労働大臣政務官及び政府参考人並びに提出者西村智奈美君（立憲）、大西健介君（国民）及び白石洋一君（国民）に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

吉田統彦君（立憲）

- ・業務形態が完全に自律的である場合にのみ高度プロフェッショナル制度が適用されるよう担保すべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・医師の時間外労働の上限規制の在り方について、医師や診療科の偏在に伴う諸課題を悪化させてはならないと考えるが、厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・インターバル規制に関し、十分な生活時間が確保できるよう 11 時間を下回らない範囲内とした趣旨及び管理監督者にも適用することとした趣旨について、労働基準法等改正案（立憲案）提出者に伺いたい。

池田真紀君（立憲）

- ・セクハラ防止策として罰則を含む法整備を検討すべきと考えるが、厚生労働省としてどのような取組を行うのか。
- ・内閣提出案に定めている高度プロフェッショナル制度を労働基準法等改正案（立憲案）及び労働基準法改正案（国民案）で導入しないこととした理由について伺いたい。
- ・高度プロフェッショナル制度については、労働時間規制は適用除外だが、過労死を防止するために実労働時間の管理はしっかりとする必要があるのでないか。

小林鷹之君（自民）

- ・高度プロフェッショナル制度の年収要件及び対象業務の範囲には柔軟性を持たせる方が労働者にとっても良いと考えるが、厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・労働者の能力や成果に対する適正な評価を行うためのガイドラインの作成等を国が行うべきと考えるが、厚生労働省の見解を伺いたい。

- ・「働き方改革」に不安を持つ中小企業の事業者に対し、その不安を払拭するよう、牧原厚生労働副大臣よりメッセージを発してほしい。

伊佐進一君（公明）

- ・労災認定に当たり実労働時間を把握する過程は、一般労働者も高度プロフェッショナル制度適用者も同じではないのか。
- ・高度プロフェッショナル制度の対象業務や適用を厚生労働省及び使用者に恣意的に拡大させない歯止めについて伺いたい。
- ・裁量労働制の見直しに当たっては、調査やヒアリングによる実態把握を行い、削除された政府原案と比べてより適切な健康確保措置が盛り込まれるという理解でよいのか。

大西健介君（国民）

- ・裁量労働制は一旦導入されると濫用が表面化しにくい制度であり、野村不動産に対する特別指導の端緒を明らかにする意義は大きいのではないのか。
- ・裁量労働制の対象業務拡大を断念した一方で、裁量労働制と対象業務が重なり合う部分があり、より規制が緩い高度プロフェッショナル制度を創設するのは、論理的整合性が取れないのではないのか。
- ・高度プロフェッショナル制度は、24 時間連続勤務や年間 6,000 時間を超える労働時間も、理論上は可能なのか。

白石洋一君（国民）

- ・高度プロフェッショナル制度を創設するのであれば、同時に、労働者保護のための規制について、裁量労働制より高度な仕組みを設けるべきではないのか。

- ・使用者には高度プロフェッショナル制度適用者の労働時間を把握する義務がないことを確認したい。
- ・過労死等の労災請求がなされたにもかかわらず、事業主が調査に協力しない場合、労働基準監督署はどのような独自の調査権限を持っているのか。

岡本充功君（国民）

- ・夜間のみ勤務する労働者等もいるが、そういった労働への生理的・身体的影響について、厚生労働省はデータや研究結果等を把握し、明らかにすべきではないか。
- ・労働基準監督署が労災認定に当たり調査内容や認定の是非を記す「調査復命書」について、「結論が変わる場合は復命年月日も変える」との報道があるが、これは事実か。

高橋千鶴子君（共産）

- ・時間外労働の単月での上限規制について、月末から翌月初めに仕事が集中した場合など、月をまたいで合計100時間を超える時間外労働となった場合、上限規制に違反しないかどうか伺いたい。
- ・時間外労働等改善助成金のうち時間外労働上限設定コースの支給要件は、長時間労働是正の観点から適切ではなく、見直しが必要ではないか。
- ・内閣提出案では、労働安全衛生法において労働時間の状況の把握が義務付けられるが、この「状況」とは具体的に何を指すのか。